

あがの民商ニュース

4月から年5日の 年次有給休暇の確保が取得

労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

年次有給休暇の発生要件と付与日数

労働基準法において、労働者は

- ① 雇入れの日から6ヶ月継続して雇われている
- ② 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。



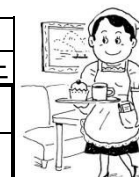
勤続勤務年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。
- 比例付与の対象となるのは、所定労働時間が週30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日以下の労働者です。

表内太枠で囲った部分に該当する労働者は、4月から義務化される年5日の年次有給休暇の確保取得の対象。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数					
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月以上
4日	169~216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日
3日	121日~168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日



「解体工事業の登録」で相談

建設業の「とび、土工工事業」の許可を受けている建設業者について平成31年5月31日までの経過措置で「解体工事業」の許可を受けなくても解体工事を施工することができていましたが、平成31年6月1日以降「解体工事」を施工する場合は手続きが必要です。

- **500万円以上の解体工事を施工する場合**
「解体工事業」の許可が必要
- **500万円未満の解体工事のみ施工する場合**
「解体工事業」の登録が必要

✓ 解体工事業、土木工事業、建築工事業の許可を有する建設業者は、500万円未満の解体工事を施工することができます。

集団検診の日程きまる

- 今年は**6月15日(土)**です。
- **申込みは6名まで** (内2名申込あり)



労災特別加入で相談入会

4月から建設現場に入るために一人親方の労災に加入したいと会外業者から相談がありました。後日、民商に入会し一人親方の労災にも加入となりました。

また、元請けから労災の特別加入に入っている証明の提出をもとめられている会員さんいきました。事務組合として証明書を出しました。特別加入者で証明が必要な方は民商まで連絡をください。



消費税納税相談

消費税確定申告・納付期限がわかりました。「消費税が一括で収められない、税務署で分納相談はできるだろうか」と問い合わせがありました。相談者は早速税務署へ納税相談にいつてきました。

また、法人の会員さんも消費税を一括で収められないので税務署に連絡をするそうです。



阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1696

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円